



神奈川県知事  
松沢 成文 様

石洗広推第06-23号  
平成18年11月27日



日本石鹼洗剤工業会  
会長 藤重 貞慶

**「神奈川県洗剤対策推進方針」の廃止に係る再要請ならびに質問  
【公開質問状】**

拝復 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当工業会より本年5月24日付にて送付いたしました「神奈川県洗剤対策推進方針の廃止に係る要請」（石洗広推第06-03号）につきまして、6月19日付気水第113号にて回答をいただき、ありがとうございます。さらに、9月1日に環境農政部・大気水質課課長代理以下3名の方々と意見交換の場を持たせていただきました。

先の当工業会からの廃止要請の要点は、貴県方針にある対策内容は、貴県施設において専ら石けん使用の拡大を図り、県民への啓発項目も石けん使用の拡大を第1にあげていることに対して、大きな疑問と背景にある意図に懸念を表したものです。

即ち、石けん使用の拡大を図ることは、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の阻害につながる。石けん使用拡大推進の背景には、合成洗剤が人体や環境に影響を与えるという科学的根拠のないことを前提にしていると考えられること。また、貴県がこのような方針を見直しなしに維持・継続することは、貴県下自治体の同調も懸念されるため、方針廃止の要請を行ったものです。

当工業会からの廃止要請に対し、貴県の回答は、“本方針は合成洗剤の使用を禁止していません”“石けんは、分解性の高い洗剤の例として表記しています”“本方針は国が「石けんと洗剤は一長一短である」と述べているとおり、状況に応じて適正に洗剤を使用することを啓発するものです”としています。しかしながら、本方針は、石けん使用の拡大を、どの項目においても最初に挙げており、本方針文言からは、上記回答にある意図は読みとることができません。

また、当工業会からの科学的根拠に基づかない施策との指摘に対し、“本方針においては、合成洗剤の安全性について特に言及していません”と回答されています。しかし、本方針の「趣旨」には「人体や環境に与える影響などが社会的な関心となっている合成洗剤問題」と明記されており「分解性の低い合成洗剤」、「分解性の高い洗剤」の用語も用いられています。つまり安全性や環境影響についても言及していると捉えられます。

さらに、県下の市への影響については、“県が対等・協力の関係にある市町村の個別の施策を指導することはありません”と回答されています。しかしながら、貴県下の自治体担当者様からは、当方針が存在するが故に、市内施設において石けん使用施策を実施している旨を、連絡いただいております。これは明らかに当方針が県内市町村に影響を与えている証拠です。

このように、当工業会として貴県の文書回答および意見交換の場においても、納得いたしかねる部分がございますので、改めて下記のとおり要請ならびに質問いたします。お手数ですが書面にてご回答ください。

敬 具

## 記

1. 本方針の廃止をあらためて要請いたします。
2. 分解性の高い洗剤として、石けんのみを例示している理由をお知らせください。
3. 分解性の低い合成洗剤から、分解性の高い洗剤への転換を進めることと明記されていますが、その高低の公的な基準をお示しください。
4. 貴県回答において“県内各市町村は本方針の趣旨について賛同しています”とありますが、その根拠をお示しください。
5. 県内各市町村は、本方針に従う必要性があるのか否か、その有無をお知らせください。

以上、勝手ではございますが、12月27日までにご回答ください。  
ご回答がそれ以降になる場合は、予めご回答期日をお知らせ願います。

## 添付資料

1. 神奈川県洗剤対策推進方針（2005年版、2006年版）
2. 貴県「神奈川県洗剤対策推進方針」の廃止に係わる要請  
（当工業会 平成18年5月24日付、石洗広推第06-03号）
3. 「神奈川県洗剤対策推進方針」の廃止に係わる要請について(回答)  
（貴県 平成18年6月19日付、気水第113号）